平成２２年（フ）第３３８０号
神奈川県海老名市上今泉３丁目1211番地１
破産者　有限会社石井建設
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２５号
山梨県甲府市大里町955番地
破産者　株式会社シマダ
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３７３号
徳島市応神町古川字北11番地の５、住民票上の住所兵庫県西宮市山口町名来２丁目14番14号株式会社槇野土木
破産者　槙野　政二
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第９６１号
熊本県熊本市大江４丁目11番１号
破産者　有限会社フジカワ地建
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１９６号
鹿児島県姶良市蒲生町北2293番地２、開始決定時の住所鹿児島県姶良郡蒲生町北2293番地２
破産者　エヌ・ビー・ケイ株式会社
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１３４号
さいたま市見沼区大字新堤39番地４　大宮七里サンコーポ202号室、開始決定時の住所さいたま市見沼区大字新堤52番地29
破産者　木内　智美
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１９号
埼玉県川口市新井町27番８号　グロースリング306号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市領家３丁目17番32―305号
破産者　高田　英俊
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８１号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地10棟501号
破産者　中村　清徳
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９７号
さいたま市北区今羽町37番地９　レオパレス今羽205
破産者　寺中　光信
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４９号
さいたま市浦和区本太１丁目19番４号　メゾネットＹ101、住民票上の住所埼玉県川口市朝日１丁目７番15号
破産者　青山　和衛
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４３号
札幌市北区北26条西７丁目１番18号　金子方、開始決定時の住所札幌市白石区北郷５条５丁目３番22号
破産者　今井　則夫
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８９号
奈良市北登美ヶ丘２丁目９番６号
破産者　春本　儼子
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成１９年（フ）第１７５号
佐賀市東与賀町大字下古賀606番地20
破産者　大町　千裕（旧姓古賀・力丸）
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成１９年（フ）第１７６号
佐賀県佐賀市神野東３丁目12番44号
破産者　古賀　祐樹
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成１９年（フ）第１７７号
福岡市中央区平尾２丁目２番21―206号
破産者　古賀　貴樹
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第５６３号
鹿児島県鹿児島市上谷口町5006番地２
破産者　谷頭　正人
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２５５７号
札幌市中央区南９条西９丁目３番36号アークハーミット102号、開始決定時の住所札幌市南区南沢２条１丁目23番10号
破産者　矢野　　修
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２６１号
札幌市豊平区中の島１条１丁目５番23―809号
破産者　長澤　　均
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４０４号
札幌市豊平区平岸２条18丁目１番30―130号
破産者　本間芙沙子
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部